

岐阜市立岐阜中央中学校部活動指針

第1章 目 標

第1条【目標】

本校の部活動は、学校の教育活動の一環であり、体力の向上や文化性の伸長を図ること、更には、仲間とともに活動することを通して、協調性や他者を尊ぶ心を育成することを目標とする。

第2条【指導方針】

部活動の教育的な意義を十分認識し、生徒の自主的・実践的な活動の充実を図るために、運動や文化に親しむ場所や時間を位置づけ、全教職員が一致し、保護者の協力を得ながら指導する。

第2章 部の設置

第1条 本校には、次の部活動を置く。

運動系…ソフトテニス男子・女子、バスケットボール男子・女子、卓球、
バレーボール女子、剣道、陸上、野球、サッカー

文化系…茶華道、美術

ただし、指導が著しく困難な場合（参加生徒の減少、校地など活動場所の減少、生徒指導上の問題等）は、職員会において必要事項について協議する。

第3章 指導者

第1条【顧問】

顧問は、本校教職員が担当し、各部とも1名以上（できる限り複数）の顧問を置き、指導にあたる。

第2条【顧問の決定】

顧問は、職員会を経て決定し、全職員がいずれかの部に属する。

第3条【外部指導者】

外部指導者とは、①岐阜市部活動指導員②岐阜市中学校部活動社会人指導者③校長の委嘱がある各部の社会人指導者のことをいう。

各部は、顧問の補佐として技術指導にあたる外部指導者をつけることができる。また、外部指導者（①、②）は、顧問会の具申により学校長が人選し、岐阜市教育委員会が任命する。

第4章 運 営

第1条 部活動の円滑な運営のために次の会を置く。

- 1 顧問会…各部の代表顧問で構成し、部活動担当を議長として活動上の諸問題について協議する。
- 2 部 会…各部に参加する生徒で構成し、顧問・部長（生徒）が中心となり、活動内容等必要事項について協議する。
- 3 部長会…各部の部長で構成し、部活動の諸問題について協議する。学校からの指導を各部に伝える。
- 4 保護者会…学期初めに総会・各部会を開き、学校の運営方針、各部の年間計画、保護者会会長の決定、約束事項の伝達・協議等を行う。
- 5 保護者会長会…PTA総会后とその他必要に応じて開催し、部活動全体の運営や活動に関する事等について協議し、別に定める規約により運営する。参加者は、委員長(PTA 会長)、各部の保護者会長、校長、教頭（PTA会計）PTA副会長とする。

第5章 活動及び活動時間

第1条 主体的、能率的かつ安全に練習・大会参加が出来るよう、年間・月間の活動計画を作成する。

第2条 活動については、顧問及び外部指導者が指導につく。

第3条 平日の活動は、校内研究日・職員会日・校外研修日等、顧問が指導につけない場合は活動しない。

第4条 活動時間、休養日

- 1 授業後の活動は、2時間程度までとし、平日に1日以上休養日を設ける。
- 2 休日に活動する場合には、準備・片付けを含め3時間以内（月15時間程度、大会等は除く）で活動を終える。
練習試合、合同練習、大会等の場合も終日に渡らないようにする。
※特に日曜日に開催される大会に参加した場合は、週明けに休養日を設ける。
- 3 休日に活動する場合には、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。（家庭の日（第3日曜）は原則として休養日とする）。
大会等で休日に連続して活動する場合には、翌日に休養日を設ける。

4 最終下校時刻は次のとおりとする。

4月	5～7月	8, 9月	10月	11～1月	2月	3月
17:30	18:00	17:30	17:00	16:30	17:00	17:30

※ 休業日の下校時刻…4～10月、2～3月は、原則として一律17:00とする。

11月～1月については、平日の時間と同じにする。

5 定期テスト開始一週間前からテスト終了前日までは、部活動を停止する。

第5条 朝練習は自主参加を原則とする。(7:30～8:00)

第6条 【選手の移動】

- 1 自転車による登校は行わない。
- 2 大会、練習試合への参加で活動場所への生徒の移動は、公共交通機関の利用を原則とする。
- 3 公共交通機関を利用する場合は、顧問又は保護者代表が同行し、生徒の安全確保に努める。
- 4 タクシー、貸切バスを利用する場合は、顧問又は保護者が同行し、移動途中の生徒の状況が把握できるようにする。
- 5 公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、移動手段については保護者に一任する。この場合、集合・解散場所を学校としてもよいが、顧問が対応すると「日本スポーツ振興センター」の適応の対象とはならない。

第7条 県外の活動及び泊を伴う活動は、学校長の許可を得て行う。

第8条 【長期休業中における部活動】

- 1 長期休業中における活動については、練習計画を一覧表にまとめ、前月末までに職員・生徒・保護者に配布する。
- 2 生徒の健康管理を十分に考慮し、一週間に2日間以上の休みをとる。
- 3 長期休業中は、ある程度まとまった休養期間を設け、生徒の加重負担にならないよう配慮する。

第9条 【部室の使用】

部室の使用は、顧問・部長が責任を持って管理する。部活動に不要なものの持ち込みは許可しない。

第10条 【服装】

- 1 部活動時における服装は、学校指定の体操服またはユニフォームを原則とする。
- 2 1以外を着用する場合は、顧問会の承認を得ること。
- 3 冬季部活動において、ウインドブレーカー類が必要な部は、生徒の経済的負担を十分考慮して購入すること。また、『岐阜中央中学校の決まり』にある規定に沿ったもの

については登下校時の着用も認め、それ以外は第10条の2に準じる。

第11条【施設・設備】

施設・設備はできる限り有効に使用し、後片付け・清掃・施錠まで各部において責任を持って行うこと。

第6章 入退部の手続き

第1条 「入部許可願」は各学年とも年度始めに、保護者の承認のもと、定められた用紙にて学級担任を通じ顧問に提出をし、学校長の承認をもって成立する。

第2条 1年生については、部活動説明会、仮入部の機会を設け、3年間同一の部でできる限り活動するように指導し、「入部許可願」を提出させる。

第3条 転・退部の手続きは、学級担任、顧問と十分な話し合いをした上で、保護者が定められた用紙にて「退部届」「入部許可願」を顧問に提出し、学校長の承認を得て成立する。

第4条 入部は希望制とする。

第7章 保護者会及び部費について

第1条 保護者会の組織の任期は、9月1日～翌年8月31日までとする。

第2条 部活動費は各部の保護者会で決定する。東海大会以上の大会への出場の際には、PTA（会計）からの補助を受けることができる。

第3条 【PTA 会計 「部活動奨励費」】

- 1 5月のPTA総会後に実施する部活動保護者会長会において、PTA会計より、「部活動奨励費」として各部20,000円ずつ保護者会長に手渡される。
- 2 部活動会長は、部活動会計に手渡し、部活動費の中に「PTA 部活動奨励費」として入れることとする。
- 3 支出については、部費の使用と同様、顧問の先生と相談の上決定する。
- 4 奨励費は、その年度のうちに使い切ることが望ましいが、価格の大きい備品等の購入や支出が見込まれる場合は、積み立てておくことも可能である。その時は、必ず顧問と相談の上決定する。
- 5 部活ごとに作成している会計報告を、部活動の保護者だけでなく、必ずPTAの会計に一部提出する。（会計報告の書式は、昨年度まで作成していた、それぞれの書式を使用のこと）
- 6 PTAの会計は、各部の会計報告をPTA会長に報告する。

第8章 傷害処置

第1条 活動中に生徒が傷害を受けた時は、日本スポーツ振興センターを適用する。

第2条 指導者の事故の場合は、公務災害の認定を申請する。

第9章 活動上の留意点

第3条 練習内容は、全部員を対象とし、技術面・試合における勝敗だけではなく、部の規律・協調性・チームワーク等を考える。

第4条 礼儀・規律を大切にし、あいさつや言葉使いがしっかりできるようにする。

第5条 先輩・後輩の温かい人間関係を築く。

以上の岐阜市立岐阜中央中学校部活動指針に照らし、著しく活動内容が良くないと思われる場合は、顧問・部活動担当・学校長の協議により、部全体または該当の部活動・部員を活動停止処分にする場合もある。